

別添1 介護事業所等に対するサービス継続支援事業（備品等購入費等）

基準単価（単位：千円、1事業所又は1定員当たり）

補助対象事業所・施設			(1) 介護サービスを円滑に継続するための対応	(2) 災害備蓄等への対応
事業所・施設等の種別（※1）			気候変動の影響による猛暑などの困難な事態においても介護サービスを継続するための対策に費用を支出した事業所・施設等	災害発生時にサービス提供体制を維持するために必要な設備・物品等を整備するために費用を支出した事業所・施設等
1	訪問介護事業所	集合住宅併設型	200	/事業所
2		1月あたり延べ訪問回数200回以下	300	/事業所
3		1月あたり延べ訪問回数201回以上2,000回以下	400	/事業所
4		1月あたり延べ訪問回数2,001回以上	500	/事業所
5	訪問入浴介護事業所		200	/事業所
6	訪問看護事業所		200	/事業所
7	訪問リハビリテーション事業所		200	/事業所
8	通所介護事業所	1月あたり延べ利用者数300人以下	200	/事業所
9		1月あたり延べ利用者数301人以上600人以下	300	/事業所
10		1月あたり延べ利用者数601人以上	400	/事業所
11	通所リハビリテーション事業所		200	/事業所
12	特定施設入居者生活介護		200	/事業所
13	福祉用具貸与事業所		200	/事業所
14	定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所		200	/事業所
15	夜間対応型訪問介護事業所		200	/事業所
16	地域密着型通所介護事業所		200	/事業所
17	認知症対応型通所介護事業所		200	/事業所
18	小規模多機能型居宅介護事業所		200	/事業所
19	認知症対応型共同生活介護事業所		200	/事業所
20	地域密着型特定施設入居者生活介護		200	/事業所
21	看護小規模多機能型居宅介護事業所		200	/事業所
22	居宅介護支援事業所		200	/事業所
23	介護老人福祉施設		6	/定員
24	介護老人保健施設		6	/定員
25	介護医療院		6	/定員
26	地域密着型介護老人福祉施設		6	/定員
27	短期入所生活介護事業所		6	/定員
28	養護老人ホーム		6	/定員
29	軽費老人ホーム		6	/定員
対象経費の例（※2）			【訪問系サービス事業所、通所系サービス事業所】 ① 燃料費、有料道路通行料等の移動に伴い必要となる経費 ② ネッククーラー（ヒーター）、熱中症対策ウオッチ、冷感（防寒）ボンチョ、スパイクタイヤ、スタッドレスタイヤ等の猛暑対策用品や雪害対策用品の購入等経費 【入所施設、通所系サービス事業所、居住系サービス事業所及び短期入所系サービス事業所】 ③ 燃料費等の入居者・利用者の生活環境改善、職員の負担軽減・勤務環境改善に必要な経費 ④ 業務用スポットクーラー、業務用スポットヒーター、ホットカーベット、業務用加湿器、業務用温水給湯器（給湯用、暖房用、融雪用）、遮熱・遮光カーテン、ブラインド、換気扇・送風機/サーキュレーター等の居室や浴室等における温度管理、湿度管理に必要な設備・物品等の購入等経費	【入所施設、訪問系サービス事業所、通所系サービス事業所、居住系サービス事業所、短期入所系サービス事業所】 ① 飲料水、食料品等の備蓄物資の購入等経費 ② ポータブル発電機、ポータブル電源・蓄電池等の購入等経費 ③ 衛生用品、医療用品等の購入等経費 ④ 簡易浄水器、冷房機、暖房機、簡易トイレ、清潔保持のための用具等の購入等経費 ⑤ その他災害への備えとして必要と認められる経費
補助額			・事業所・施設ごとに、基準単価と対象経費の実支出額（消費税及び地方消費税を除く）とを比較して少ない方の額を補助額とする。なお、1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。 ・基準単価を超えない範囲で、1事業所・施設に（1）と（2）の両方を補助対象とする。 ・1事業所・施設当たり1回まで補助することができる。ただし、知事が別に認める場合は、この限りではない。 ・上記ただし書きの規定により再度補助を行う場合においても、補助額の通算額は、基準単価を超えない範囲とする。	

※1 通所介護及び訪問介護の事業所規模は、令和7年4月サービス提供分から9月サービス提供分までの平均により判断すること。

介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、地域密着型介護老人福祉施設、短期入所生活介護事業所、養護老人ホーム及び軽費老人ホームの定員数は、令和7年4月1日時点の定員により判断すること。

事業所・施設等について、令和7年12月12日時点で指定等を受けていること。ただし、令和7年12月12日時点で休業中であっても、申請時点で再開届を提出し、事業を再開している場合は対象とする。

各介護予防サービスは補助対象に含まない。

介護予防・日常生活支援総合事業（指定サービス・介護予防ケアマネジメント）を実施する事業所は補助対象に含まず、当該事業の利用者数も基準単価の算定に当たっての利用者数に含まない。

※2 対象経費として考えられるものを例示したものであるが、実際の補助に当たっては、個々の事情を勘案し、本補助金の目的に則した支出であれば、幅広く対象として差し支えない。